

令和3年5月 農業委員会総会

令和3年5月6日（木）

分庁舎2階第多目的室

午後3時00分から午後4時30分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	5番	木我恭子
2番	石渡潤一	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一

<農地利用最適化推進委員>

斉藤孝壹
小坂和男

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 岩井事務局長・鶴澤主任主事（書記）・石橋主事

- ## 4. 議題
- 第1号議案 農用地利用集積計画について（2件）
 - 第2号議案 農地法第3条許可申請について（1件）
 - 第3号議案 農地法第5条許可申請について（1件）

5. 専決処理報告

- （1）農地法第5条の届出について（3件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和3年5月6日（木）

- 岩井事務局長 ただいまから令和3年5月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 相京会長 連休明けご苦労様です。相変わらずコロナが収束しない中での開催となります。本日は3議案で現地確認もあります。よろしくお願いいたします。
- 岩井事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。
- 相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、8番 京増 孝一委員、1番 綿貫 清委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤主任主事を任命します。本日の総会は、議案3件ですので、よろしくお願いいたします。
- 相京議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、整理番号1及び2について一括して事務局より説明を求めます。
- 岩井事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1及び2について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。先ず、整理番号1についてですが、貸付者・借受者共に、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地2筆で、地目は田、面積は1, 157㎡、利用計画は田です。賃借料は、2筆合計で22, 000円です。備考ですが、前回は、平成30年6月1日から3年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は、3年の再設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の3ページをご覧ください。整理番号2についてですが、貸付者は東京都杉並区在住者、借受者は上岩橋在住

者です。設定場所は、上岩橋の農地1筆で、地目は田、面積は575㎡、利用計画は田です。賃借料は、11,000円です。備考ですが、前回は、平成30年6月1日から3年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は、3年の再設定です。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1及び2の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、整理番号1及び2について地区担当推進委員は小坂推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 整理番号1番、2番共に、借受者の自宅前できちんと管理されており再設定であり問題ないです。

相 京 議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。特に問題がないようでしたら、整理番号1及び2について一括して採決したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

相 京 議 長 それでは、異議なしとのことですので、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号1及び2について、一括して採決を行います。原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1

及び2について、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 次に、第2号議案 農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩 井 事 務 局 長 第2号議案 農地法第3条許可申請について説明させていただきます。資料は、5ページからです。譲受人は伊籾新田在住者、譲渡人は山武市在住者です。申請地は、伊籾新田の農地5筆で、地目は畑、面積は合計で、5,386㎡です。申請理由は、贈与です。権利の種類は、所有権移転です。年間作付計画につきましては、9月頃～2月頃に大根・人参の栽培を考えているとのこと。位置につきましては、6ページの位置図と7、8ページの公図を参考にいただければと思います。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は斉藤推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

斉 藤 推 進 委 員 譲渡人は父親からこの農地の生前贈与を受けましたが酒々井町に40年近く住んでおらず、譲受人が一人で管理している状態です。このため、迷惑がかからないように譲渡人は譲受人に贈与したいとのことで、今回の申請に至りました。

相 京 議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、農地法3条許可申請について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

岩 井 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 次に、第3号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩井事務局長 第3号議案 農地法第5条許可申請について説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。譲受人は、大阪府箕面市に住所を有する法人、譲渡人は、馬橋在住者5名です。申請地は、馬橋の農地6筆で、地目は田及び畑、面積は合計で7,175㎡です。申請理由は、太陽光発電施設です。権利の種類は、所有権移転です。事業計画につきましては、11,12ページをご覧ください。位置につきましては、13ページの位置図と14ページの公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。計画内容では、場内で切土盛土を行い、場外からの搬入、搬出は行わず整地し、太陽光発電所を造成することを予定しています。土地選定理由は、日照条件が良く、平坦地でまとまった用地であること及び地主から要望と賛同を得られたことから選定しました。雨水排水は場内に貯留させ浸透させます。汚水、雑排水は発生しません。防災計画は、工事中は低騒音、低振動重機を使用し、安全に留意し作業を行います。また、施工後は外周にフェンスを設置し、門扉には施錠し侵入を防止します。周辺農地の営農への影響については、当地の北東側及び南西側が盛土により一段高くなっており、また、北西側及び南東側は非耕作地で営農条件への影響はないと思われまます。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我農業委員 現地確認すればわかると思いますが、盛土もしており耕作できるような状態ではありません。

相 京 議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

石渡農業委員 土地利用計画図にNo.1～11の縦の線が入っていますがこれは何ですか。

岩井事務局長 土地の高さを表しています。段差があるため、高低差ごとに4区域に分けて太陽光のパネルを設置します。

京増農業委員 土地利用計画図上で現地への進入路は赤道ですか。

岩井事務局長 そうです。

京増農業委員 赤道の拡幅などは行いますか。

岩井事務局長 拡幅などはせず、既存の赤道を使用して進入します。

飯田農業委員 この場所は○○○○○○○○○○○○○○○○○○の仮登記となっていた場所で、今回正式に所有権移転して譲受人に所有権が移るのですか。

岩井事務局長 正式に許可になれば所有権移転となります。

相京議長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問をお願いします。

相京議長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(現地確認)

相京議長 それでは休憩をとくまして、会議を再開いたします。農地法第5条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので、入室させて下さい。

(申請人他1名 入室)

相京議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請人 ○○○○○の○○と申します。当社は大阪府にある会社で、○○○、○○○、○○○の○○○○市、○○市で太陽光発電事業並びに太陽光発電所建設・販売事業を実施してきました。酒々井町○○地区で最初に話があったのが5年ほど前で、地主である○○○○さんと話を進めてきました。今回の申請地について○○○○さんを含め地元の方と話をするうち、この地域には困りことが多いことがわかってきました。その中で、当社に太陽光発電事業建設に協力してもらえるのであればぜひ協力してほしいとの結論に至りました。地権者は○○○さん、○○○○さん、○○○○さん、○○○○さん、○○○さんの5名となります。また、町役場を通じて仮登記権者の○○○○○○○○○○○○○○○○○○とも接触を取らせていただいております。また、○○○○さんの土地については今回の申請より前から工事を進める予定でしたが造成業者から工事日程を延期され続け3年ほど待っていたところ、周囲ともめ、トラブルに至るような状況であり、そちらと並行して今回の事業を進めることを計画してきました。今回の申請地については、事業的に成り立ち、かつ地域の貢献にもつながることから、今回の5条許可申請に至りました。当社は小さな会社ですが太陽光発電施設のメンテナンスについても取り扱っており、千葉の発電所をご覧いただければどの程度稼働しているかわかると思っています。そこを踏まえご検討いただければと思います。

申請人 設計関係を担当させていただいております○○○○○○○○○○○○○○○○の○○と申します。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申請人 今回申請の場所は酒々井町馬橋地先、地権者は5名、筆数は6筆です。環境エネルギー事業として、環境にやさしい太陽光発電事業を計画しました。切土盛土は行わず、場内の土を移動して平坦地を造成します。日照条件がよくある程度の平坦地となっていること及び非耕作地であり地主からの要望と賛同を得られたことからこちらを選定しました。雨水排水については場内に貯留させ浸透させる計画。汚水・雑排水は事務所等を設置しないので発生しません。防災計画については、重機低騒音低振動の重機を使用し安全に留意

し作業を行います。施工後、外周に侵入防止を兼ねフェンスと門扉を1か所設置し、施錠して侵入を防止します。地形は中央が土を盛ったような形となっています。以上のような事業計画で申請させていただきました。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

石 渡 農 業 委 員 雨水はどのような形で処理しますか。

申 請 代 理 人 現在若干傾斜があるため、3段階の平らな部分に作り直し、その段ごとに溜める計画となっています。

石 渡 農 業 委 員 浸透枘等は設置しますか。

申 請 代 理 人 設置しません。平らな堰堤を設け、中に溜めます。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請人 退室)

相 京 議 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

岩 井 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達しますが、30aを超える案件については、千葉県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとなりますので意見回答を得た後、県に進達することとします。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。農地法5条の届出について、事務局より報告願います。

岩 井 事 務 局 長 専決処理報告 農地法第5条の届出（市街化区域）の整理番号1について説

明させていただきます。資料は16ページからです。譲受人は本佐倉に住所を有する法人、譲渡人は上岩橋に住所を有する法人です。届出地は、上本佐倉の農地2筆で、地目は畑、面積は340㎡です。届出理由は宅地への登記、権利の種類は所有権移転です。位置につきましては、17ページの位置図を参考にいただければと思います。備考ですが、令和3年3月31日付け、酒農委第5号の6で受理証明を出させていたおいてあります。続きまして、農地法第5条の届出（市街化区域）の整理番号2について説明させていただきます。資料は18ページからです。譲受人は柏木に住所を有する法人、譲渡人は酒々井在住者です。届出地は、酒々井の農地1筆で、地目は畑、面積は212㎡です。届出理由は駐車場、権利の種類は所有権移転です。19ページの位置図と20ページの公図を参考にいただければと思います。備考ですが、令和3年4月1日付け、酒農委第5号の1で受理証明を出させていたおいてあります。続きまして、農地法第5条の届出（市街化区域）の整理番号3について説明させていただきます。資料は21ページからです。譲受人は成田市に住所を有する法人、譲渡人は神奈川県川崎市在住者です。届出地は、酒々井の農地1筆で、地目は畑、面積は281㎡です。届出理由は住宅用地、権利の種類は所有権移転です。22ページの位置図と23ページの公図を参考にいただければと思います。備考ですが、令和3年4月22日付け、酒農委第5号の2で受理証明を出させていたおいてあります。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

相 京 議 長 次に、その他の(1)農地利用最適化推進委員の欠員公募にかかる応募状況について事務局より報告をお願いします。

(事務局説明)

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問がございましたらお願い
いたします。

(質 疑)

相 京 議 長 他にないようでしたら、次に、(2)根古谷地区基盤整備事業の進捗状況報
告について事務局より報告をお願いします。

(事務局説明)

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問がございましたらお願い
いたします。

(質 疑)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願い
します。

岩 井 事 務 局 長 9日の水曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、9日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特
にないようなので、来月の総会は、9日の水曜日で決定させていただきます。
それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、議長を
降ろさせていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

岩 井 事 務 局 長 それでは、これで5月の総会を閉会いたします。